平成２８年（フ）第２６４号
埼玉県狭山市大字青柳443番地の７　レオパレス青柳103、破産開始決定時の住所埼玉県上尾市仲町１丁目14番２号
破産者　岩波幸一郎
1　決定年月日　平成28年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第４６８号
横浜市中区本牧原19番１―401号
破産者　佐々木みよ
1　決定年月日　平成28年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第４６９号
横浜市中区本牧原19番１―401号
破産者　佐々木りか
1　決定年月日　平成28年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第５２７号
神奈川県藤沢市鵠沼松が岡３丁目13番18号
破産者　木村　俊朗
1　決定年月日　平成28年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３４号
岐阜県高山市下岡本町2907番地10　フレンドリーハウス・ハル105号室
破産者　細江　真吾
1　決定年月日　平成28年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２７年（フ）第６３０号
静岡市葵区清閑町７番18号　長谷ハイツ201
破産者　峰島　一郎
1　決定年月日　平成28年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２１１５号
奈良市帝塚山３丁目７番５号、申立時の住所奈良県生駒市喜里が丘１丁目６番17号
破産者　年岡　良三
1　決定年月日　平成28年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２５０４号
大阪府守口市大宮通２丁目６－２、住民票上の住所大阪府守口市大宮通２丁目20番13号
破産者　安田ひとみ
1　決定年月日　平成28年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４１１３号
大阪府高槻市真上町４丁目３番１号
破産者　薩摩　慶太
1　決定年月日　平成28年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４４６５号
大阪市西淀川区千舟２－８－28―303、開始決定時大阪市東淀川区瑞光２丁目５番29―204号
破産者　木多　義信
1　決定年月日　平成28年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４６４３号
大阪府枚方市交北３丁目９番１―713号、前住所大阪府枚方市招提元町２丁目７番14号
破産者　豊田　良信
1　決定年月日　平成28年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４９３１号
大阪市住吉区我孫子西２丁目８番11号　王鴻あびこマンション　５Ｃ号、前住所大阪市平野区加美正覚寺３丁目５番30号
破産者　泉　　精二
1　決定年月日　平成28年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５００９号
大阪市西淀川区百島１丁目２番７号
破産者　岩見　勝馬
1　決定年月日　平成28年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５３８０号
大阪市都島区都島南通２丁目１番３―1402号
破産者　川畑加代子
1　決定年月日　平成28年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１１０号
大阪府交野市倉治３丁目39番１―202号
破産者　平岡　　裕
1　決定年月日　平成28年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５２７号
大阪市西成区花園北２丁目18番６号　ティアラコートイースト　602
破産者　早野由喜夫
1　決定年月日　平成28年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第９７２号
大阪府東大阪市柏田西１丁目11番14号
破産者　宮本元主こと　李　　元主
1　決定年月日　平成28年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１０１６号
大阪市住吉区苅田３丁目８番14号　早川グリーンマンション　205号
破産者　**德**田　好史
1　決定年月日　平成28年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１０５５号
大阪府四條畷市中野本町23番５号　エントピアナワテＢ　101
破産者　島田オートワークスことオートショップゴリことオートショップ島田技研こと　島田　　肇
1　決定年月日　平成28年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部